

【不法パーソナル無線とは】

不法パーソナル無線とは、無線局の免許を受けずに開設した無線局で、指定された周波数以外の電波の発射を可能にしたり、増幅器により出力を大きくする改造を加えた場合は、その無線機から発射される電波が隣接する周波数帯を使用する携帯電話、MCA移動通信システム等に妨害を与えるものです。

また、総務省では、パーソナル無線の無線局数の減少等を踏まえ、有限希少な電波を有効に利用するため、パーソナル無線の使用期限を平成27年11月30日とする周波数利用計画の変更を行いました。このため、パーソナル無線の免許及び再免許を受ける場合は、免許の有効期間が平成27年11月30日までとなります。



【不法アマチュア無線とは】

不法アマチュア無線とは、無線局の免許を受けずに開設した無線局で、指定された周波数以外の電波の発射を可能にしたり、増幅器により出力を大きくする改造を加えた場合は、その無線機から発射される電波が隣接する周波数帯を使用する消防、救急等の重要無線に妨害を与えるものです。

【電波法関係条文の抜粋】

第4条（無線局の開設）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
（ただし書き以下省略）

第108条の2（罰則）

電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第110条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者
- 二 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、かつ、第70条の7第1項、第70条の8第1項又は第70条の9第1項の規定によらないで、無線局を運用した者

（以下省略）